

高崎市居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・行動援護事業の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）、高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第50号。以下「基準条例」という。）及び高崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市規則第81号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(事業の開始届)

第2条 指定を受けた居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業者（以下「訪問系サービス事業者」という。）は、事業の開始前に、「居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・行動援護事業開始届」（別記様式第1号）に次に掲げる文書を添付して届け出るものとする。

- (1) 利用者と締結する契約書の様式
- (2) 重要事項説明書の様式
- (3) 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画書の様式

(届出事項の変更)

第3条 訪問系サービス事業者は、規則に定めるもののほか、次の各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について、「変更内容報告書」（別記様式第2号）により、変更後10日以内に届け出るものとする。

- (1) 事業所の連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）
- (2) 利用者と締結する契約書の様式
- (3) 重要事項説明書の様式
- (4) 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画書の様式

(居宅介護計画の提出)

第4条 訪問系サービス事業者は、支給決定市町村の求めに応じ、基準条例第27条の規定に基づいて作成した居宅介護計画を、支給決定市町村へ提出するものとする。

(職員状況等の報告)

第5条 訪問系サービス事業者は、毎年度、5月1日現在の事業所の運営状況について、「職員状況等報告書」（別記様式第3号）により、6月1日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。